



総務省における取組状況

令和6年1月23日
郵政行政部

- 民営化後の日本郵政グループの体制、株式処分の状況・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

- 1. 郵便局のユニバーサルサービス確保に係る取組み・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 2. 郵便局の地域貢献に係る取組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- 3. 郵便局のデータ活用等に係る取組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・19
- 4. かんぽ生命の不適正募集への対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
- 5. ゆうちょ銀行の預入限度額・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
- 6. モニタリング・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26

政府

日本郵政株式会社

発行済株式を33.3%保有
(議決権保有割合35.6%)

代表執行役社長	増田 寛也(元総務大臣、元郵政民営化委員会委員長)
社員数(正社員)	1,485名
主な支店等	病院(1)
純資産	15兆982億円(連結ベース)
主な事業	日本郵政グループの運営
経常収益(連結/単体)	11兆1,385億円/2,777億円
経常利益(連結/単体)	6,574億円/1,988億円
当期純利益(連結/単体)	4,310億円/2,937億円

令和5年3月期決算資料及び期末ディスクロージャー(2023年)等から作成

※1 主な支店等の数は令和5年3月31日時点。

※2 各社の「当期純利益」は、「親会社株主に帰属する当期純利益」の数値。

※3 株式保有割合及び議決権保有割合は令和5年12月31日時点。

※4 社員数は令和5年3月31日時点。

議決権保有割合100%

日本郵便株式会社

議決権保有割合61.5%

株式会社ゆうちょ銀行

議決権保有割合49.8%

株式会社かんぽ生命保険

社長	千田 哲也
社員数(正社員)	175,950名
主な支店等	支社(13)、郵便局(24,251)
純資産	8,513億円(連結)
主な事業	郵便業務、国内・国際物流業、物販業 銀行窓口業務、保険窓口業務、不動産業
経常収益	3兆4,612億円(連結)
経常利益	794億円(連結)
当期純利益	621億円(連結)

社長	池田 憲人(元(株)東日本大震災事業者再生支援機構代表取締役社長)
社員数	11,742名
営業所	233
純資産	9兆6,518億円(連結)
主な事業	銀行業
経常収益	2兆642億円(連結)
経常利益	4,555億円(連結)
当期純利益	3,250億円(連結)

社長	谷垣 邦夫
社員数	19,148名
直営店	82
純資産	2兆3,753億円(連結)
主な事業	生命保険業
経常収益	6兆3,795億円(連結)
経常利益	1,175億円(連結)
当期純利益	976億円(連結)

窓口業務の委託



- 平成19年(2007) 郵政民営化法に基づき民営化。日本郵政(株)・郵便事業(株)・郵便局(株)・(株)ゆうちょ銀行・(株)かんぽ生命保険の5社体制の日本郵政グループ発足
- 平成24年(2012) 改正郵政民営化法に基づき、郵便事業(株)、郵便局(株)が統合し、日本郵政(株)、日本郵便(株)、(株)ゆうちょ銀行、(株)かんぽ生命保険の4社体制へ再編
- 平成27年(2015) 日本郵政(株)、(株)ゆうちょ銀行及び(株)かんぽ生命保険が株式上場
- 平成31年(2019) 日本郵政(株)がかんぽ生命保険株式の2次売却を実施
- 令和3年(2021) 日本郵政(株)がかんぽ生命株式を売却(50%未満まで引き下げ)
- 令和3年(2021) 財務省が日本郵政株式の3次売却を実施(民営化法で定める政府保有義務のある1/3超までの引下げ)
- 令和5年(2023) 日本郵政(株)がゆうちょ銀行株式の2次売却を実施(60%超)
- 令和5年(2023) 財務省が日本郵政の自己株買いに応じ株式売却(民営化法で定める政府保有義務のある1/3超は維持)

現在の株式保有状況

	発行済株式総数	自己株式数	保有割合	
日本郵政	約34億6,105万株	約2億1,955万株	政府 保有割合	<ul style="list-style-type: none"> ・議決権ベース : <u>35.6%</u> ・発行済株式総数ベース※ : 33.3%
ゆうちょ銀行	約36億1,760万株	約7万株	日本郵政 保有割合	<ul style="list-style-type: none"> ・議決権ベース : <u>61.5%</u> ・発行済株式総数ベース※ : 61.5%
かんぽ生命保険	約3億8,319万株	約1万株		<ul style="list-style-type: none"> ・議決権ベース : <u>49.8%</u> ・発行済株式総数ベース※ : 49.8%

※ 発行済株式総数ベースは、分母に自己株式を含んだもの。

1. ① 郵便局ネットワークの現状

- 郵便局は、全国に24,256局設置。
- 日本郵便株式会社法により、日本郵便は、あまねく全国において利用されることを旨として郵便局を設置しなければならない責務を負っている。また、省令により、いずれの市町村においても、一以上の郵便局を設置しなければならず、過疎地においては、改正民営化法施行時の郵便局ネットワークの水準を維持することを旨とする責務を負っている。(日本郵便株式会社法第6条、日本郵便株式会社法施行規則第4条第1項、第2項)

【郵便局数の推移】(単位：局。下段()書きは、対前年度同月増減数)

	H19.10.1 (民営化時)	H24.10.1 (統合時)	H31.3末	R2.3末	R3.3末	R4.3末	R5.3末	R5.9末
計	24,540	24,537	24,367 (▲28)	24,341 (▲26)	24,311 (▲30)	24,284 (▲27)	24,251 (▲33)	24,256
直営郵便局	20,241	20,240	20,153 (▲1)	20,150 (▲3)	20,148 (▲2)	20,145 (▲3)	20,142 (▲3)	20,147
簡易郵便局	4,299	4,297	4,214 (▲27)	4,191 (▲23)	4,163 (▲28)	4,139 (▲24)	4,109 (▲30)	4,109
うち一時 閉鎖局	417	240	335 (41)	376 (41)	421 (45)	463 (42)	520 (57)	568

- 1 上記局数には、分室及び一時閉鎖局を含む。
- 2 一時閉鎖局とは、その受託者の都合等により5日間以上閉鎖している郵便局をいう。

1. ー② 郵便局において提供されるサービス

- 日本郵便株式会社は、郵便の業務、銀行窓口業務及び保険窓口業務並びに郵便局を活用して行う地域住民の利便の増進に資する業務を営むことを目的とする株式会社と法定されている。(日本郵便株式会社法第1条)
- 日本郵便株式会社は、郵便の役務、簡易な貯蓄、送金及び債権債務の決済の役務並びに簡易に利用できる生命保険の役務については、あまねく全国において公平に利用できるようにする責務(ユニバーサルサービス責務)を有する。
- 郵便局を活用して行う地域住民の利便の増進に資する業務等は、総務省に届け出ることとされている。

郵便局において提供されるユニバーサルサービス

郵便の業務

- 1 郵便物の引受け
- 2 郵便の送達
- 3 郵便物の交付
- 4 郵便切手等の販売

銀行窓口業務

- 1 通常貯金の受入れ
- 2 定額貯金及び定期貯金の受入れ
- 3 為替、払込み及び振替

保険窓口業務

- 1 各種保険募集
- 2 上記に係る満期保険金及び生存保険金の支払請求の受理

郵便局を活用して行う 地域住民の利便の増進に資する業務等

- 例)
- ・ ゆうパック(小包)の引受け
 - ・ 財形、他行送金、国債の販売、投資信託の販売
 - ・ 学資保険、がん保険、損害保険等の保険募集
 - ・ 店頭物販事務
 - ・ カタログ販売、役務取次事務
 - ・ 地方自治体受託業務(郵便局事務取扱法関連等)
 - ・ 郵便局のみまもりサービス
 - ・ 不動産業
 - ・ 銀行手続事務受託
 - ・ 駅業務受託

等

郵便局事務取扱法に規定する業務

- 例)
- ・ 住民票の写しの交付
 - ・ 印鑑登録証明書の発行
 - ・ 納税証明書の交付
 - ・ 戸籍の謄抄本の交付
 - ・ マイナンバーカードの電子証明書の発行・更新
 - ・ マイナンバーカードの交付、記録事項の変更、紛失届の受付、返納

等

- 郵政事業のユニバーサルサービスの安定的・継続的な提供を確保するため、平成30年6月、「交付金・拠出金制度」を創設※。
※ 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法の一部を改正する法律(平成30年法律第41号)
- 本制度では、郵便局ネットワークの維持に要する費用のうち、基礎的費用を、関連銀行(ゆうちょ銀行)及び関連保険会社(かんぽ生命)から徴収し(拠出金)、日本郵便に交付する(交付金)しくみとなっている。平成31年4月より運用開始。
- 令和5年度の交付金・拠出金については、(独)郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構(以下「郵政管理・支援機構」という。)が窓口業務のDX・機械化・システム化・防犯に係る経費等を含めて交付金は3,000億円(前年度比 +192億円)と算定。情報通信行政・郵政行政審議会(情郵審)の諮問を経て令和5年1月に総務大臣認可。

1. ユニバーサルサービスのコスト負担方法

H31年4月～

日本郵便と、関連銀行・関連保険会社との間の「民・民」の契約で決定

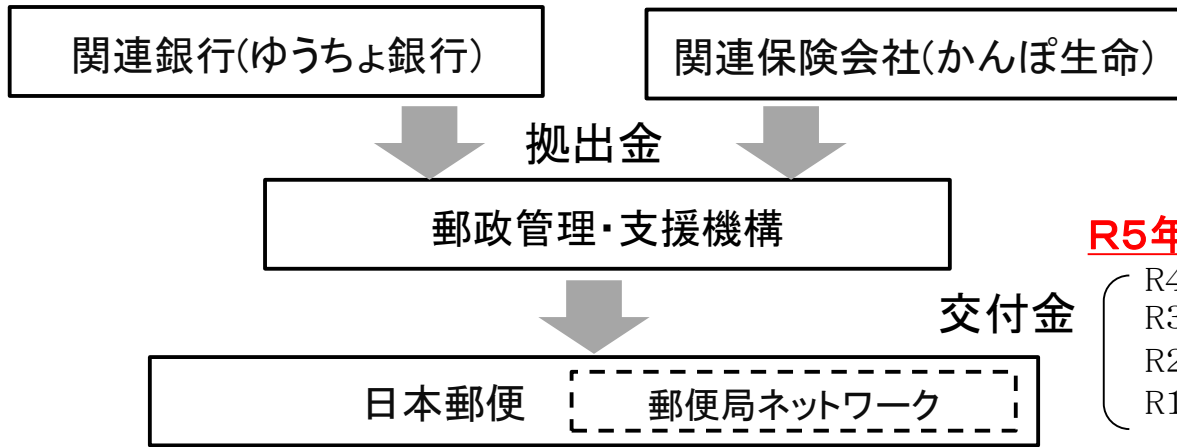


・ 基礎的費用(*)は「交付金・拠出金制度」で賄う
 ・ それ以外の費用は「民・民」の契約で決定

2. 交付金・拠出金制度のスキーム

R5年度: 2,436億円

R4年度: 2,307億円
 R3年度: 2,370億円
 R2年度: 2,374億円
 R1年度: 2,378億円



R5年度: 565億円

R4年度: 502億円
 R3年度: 540億円
 R2年度: 561億円
 R1年度: 576億円

R5年度: 3,000億円

R4年度: 2,808億円
 R3年度: 2,910億円
 R2年度: 2,934億円
 R1年度: 2,952億円

(*) 基礎的費用

郵便局ネットワークの維持に要する費用のうち、あまねく全国において、郵便局(簡易郵便局も含む)で郵政事業に係る基本的な役務が利用できるようにすることを確保するために不可欠な費用。具体的には、全国の郵便局ネットワークを2名局で構成して郵便局窓口業務を行う場合に必要と計算される人件費、賃借料・工事費など局舎維持費、現金の輸送・管理費、固定資産税及び事業所税等。

令和5年度においては、基礎的費用(「不可欠な費用」)は約4,418億円。ここから、日本郵便に係る按分額(約1,418億円)を控除した額(約3,000億円)が交付金・拠出金に相当する。

1. -④ 郵便事業の動向と料金見直しへ向けた対応 (郵便事業の収支の推移)

- これまでも、日本郵便(株)においては、区分作業の効率化(約3億円/年の費用削減)や適正な要員配置の徹底(約31億円/年の費用削減)などにより、人件費などの営業費用を削減してきたが、郵便物数は平成13年度をピークに毎年減少してきている。(平成13年度262億通→令和4年度144億通(45%減))
- これに加え、賃金の引上げや燃料費等物価の高騰により、令和4年度の郵便事業の収支(営業損益)は、▲211億円の赤字(郵便事業全体の営業損益が赤字となるのは民営化以降初めて)。
 ※ 「内国郵便」の営業損益については、平成28年度(▲15億円)以来の赤字。

【郵便事業全体の収支及びその内訳の推移】

(単位：億円)

区 分		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
郵便事業の収支	営業収益	13,783	13,681	13,031	12,770	12,556
	営業費用	13,328	13,306	12,791	12,692	12,767
	営業損益	455	376	240	78	▲211
内国郵便業務	営業収益	12,821	12,764	12,378	12,003	11,844
	営業費用	12,507	12,471	12,203	11,988	12,090
	営業損益	314	293	175	15	▲246
国際郵便業務	営業収益	962	918	654	767	712
	営業費用	821	835	589	704	677
	営業損益	140	83	65	63	35

見直しに係る考え方

○ 顧客ニーズを第一とし、郵政事業の公的な役割も踏まえつつ、我が国全体が「コストカット型経済」から脱却し、持続的な賃上げや活発な投資がけん引する「成長型経済」への変革を目指している中で、日本郵便(株)においても、賃上げや委託事業者への適切な価格転嫁といった取組を継続しつつ、利便性・付加価値の高いサービスの開発・提供に取り組む必要がある。

○ そのためには、市場動向を踏まえつつ、抜本的なDXに取り組み、経営資源の戦略的な投下、これまでの取組やビジネスにとらわれない新たな需要の掘り起しなど、より一層の収益力の向上を図ることが必要である。

(※) 日本郵便(株)は、今後も区分作業の更なる機械化やデータやAIを活用した輸送DXの推進など、更なる業務効率化による経営努力や社員の賃上げ、委託事業者への適切な価格転嫁に継続的に取り組むこととしており、この点は評価される。

(※) 日本郵便(株)は令和5年度に3.66%の賃上げ(特別一時金の支給分を合わせると5.11%)を実施(他の民間企業の賃上げ率:3.99%)

【当面の対応】

○ 今後も郵便物数の減少などが見込まれる中、郵便事業の安定的な提供を継続するためには、当面の対応として郵便料金の見直しが必要。

<日本郵便(株)の「郵便事業」の営業損益見通し(試算)>

	令和4年度(実績)	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
郵便事業の営業損益	▲211億円	▲919億円	▲1,776億円	▲2,376億円	▲2,736億円

○ 料金見直しに当たっては、家計への負担を考慮し、従来の考え方(改定後3年間の郵便事業の黒字維持)を見直し、経営状況に応じて短期間に再度見直すことも念頭に、最小限の値上げ幅とするとの考え方の下、25g以下の定形郵便物の上限を定める省令を改正する(上限額を「84円」から「110円」に改定)。

<日本郵便が想定する主な料金改定>

- ・ 第一種定形郵便物 (25g以下) 84円→110円 (+26円 (+31.0%)) <上限額を省令で規定>
- ・ 第二種郵便物 (通常葉書) 63円→85円 (+22円 (+34.9%)) <届出>

(※) 令和6年後半から令和7年にかけて消費者物価指数の伸び率は低下する見通し。また、郵便料が家計消費支出に占める割合は全体の約0.1%(約3,600円)であり、料金値上げの家計への影響は僅少。

○ 令和5年12月18日の情報通信行政・郵政行政審議会へ省令の改正案を諮問。パブリックコメントや消費者委員会、物価問題に関する関係閣僚会議等を経て、省令を改正し、日本郵便において料金見直しを実施。

2. ① 郵便局での自治体窓口業務等の取扱い

- 人口減少が進む日本の地域社会において、自治体の支所・出張所の統廃合が見られる中、地域の実情やニーズに合わせた郵便局の取組への期待が大きくなっている。
- こうした中、郵便局で自治体が発行する証明書(住民票の写し等)の交付に加え、地方分権の更なる推進や、マイナンバーカードの一層の普及促進のため、令和3年及び令和5年に郵便局事務取扱法※を改正。
- ※「地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律」。受託にはあらかじめ、①日本郵便に協議、②地方公共団体の議会の議決、が必要。
- このほか、郵便局では様々な自治体窓口事務を取り扱っており、その合計は、421自治体・6,003郵便局(令和5年10月末現在)。

(1) 郵便局事務取扱法に基づく郵便局が受託可能な事務

事務内容	取扱状況(令和5年10月末)	
	自治体数	郵便局数
証明書交付等事務(合計)	151	498
① 戸籍・除籍の謄本、抄本、記載事項証明書等の交付		
② (地方税の)納税証明書の交付		
③ 住民票の写し、住民票記載事項証明書、除票の写し及び除票記載事項証明書の交付		
④ 戸籍の附票の写し及び戸籍の附票の除票の写しの交付		
⑤ 転出届の受付、転出証明書の引渡し		
⑥ マイナンバーカードの署名用電子証明書の発行・更新等		
⑦ マイナンバーカードの利用者証明用電子証明書の発行・更新等		
⑧ マイナンバーカードの交付 、記録事項の変更、紛失届の受付、返納※ (市町村長がビデオ会議システムを用いて本人確認の措置を行う場合における必要な連絡等を含む。)		
⑨ 印鑑登録証明書の交付		
⑩ 印鑑登録の廃止申請の受付		

※ 令和5年6月の法改正により追加。

(2) 郵便局事務取扱法以外の法令に基づく郵便局が受託可能な事務

事務内容	取扱状況(令和5年10月末)	
	自治体数	郵便局数
国民健康保険関係の各種届出書等の受付、介護保険関係の各種届出書・申請書の受付等、児童手当の各種請求書・届出書の受付等	32	80

(3) 自治体が独自に郵便局に委託している事務

事務内容	取扱状況(令和5年10月末)	
	自治体数	郵便局数
マイナンバーカードの申請支援、バス回数券等の販売・交付、ごみ処理券・ごみ袋の販売、商品券の販売等	331	5,682

(4) 自治体事務受託合計((1)+(2)+(3)(重複を除く))

事務内容	取扱状況(令和5年10月末)	
	自治体数	郵便局数
自治体事務受託(合計)	421	6,003



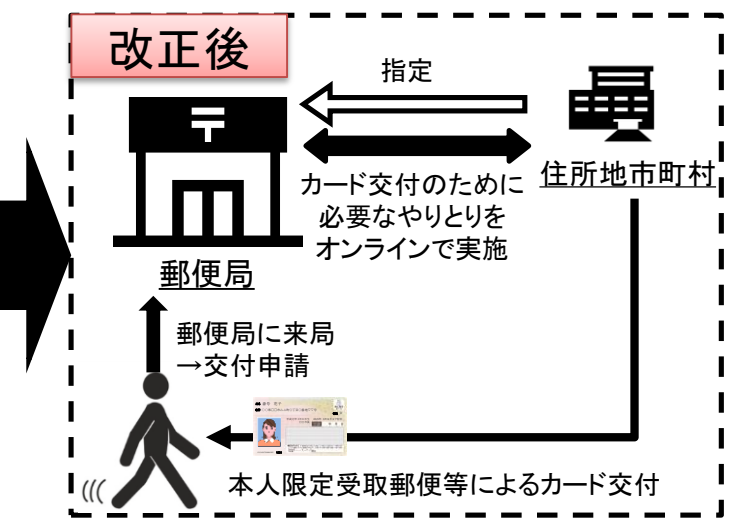
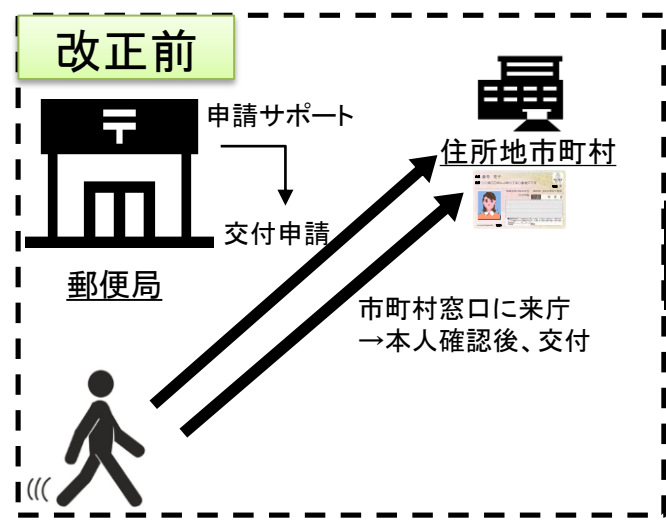
長野県泰阜村(左図)、
栃木県日光市(右図)に
おける自治体事務の受託

- 令和6年秋のマイナンバーカードと健康保険証の一体化(健康保険証廃止)の方針が示されたことを受け、カードの交付申請受付等を実施できる場所を拡充する必要。
- マイナンバーカードの交付等に関する事務については、市町村において実施しており、これに加えてあまねく全国に設置されている郵便局においても、マイナンバーカードの交付等の手続を行うことを可能とするため、郵便局事務取扱法の一部改正を実施。

郵便局事務取扱法※の一部改正

施行期日: 公布日施行(令和5年6月9日(金))

地方公共団体が指定した郵便局において取り扱うことができる事務に、マイナンバーカードの交付申請の受付等の事務を追加する。
 ※郵便局事務取扱法は、地方公共団体が行う公証行為に係る事務のうち公権力の行使と一体をなすものを、郵便局に取り扱わせることができることとする法律。



- ### 制度改正の狙い
- 国民の利便性向上
カードの取得等のために市町村の窓口ではなく、身近な郵便局で行うことも可能となり、負担が軽減
 - 行政運営の効率化
市町村は、郵便局を活用して、申請受付等の窓口拡大が可能

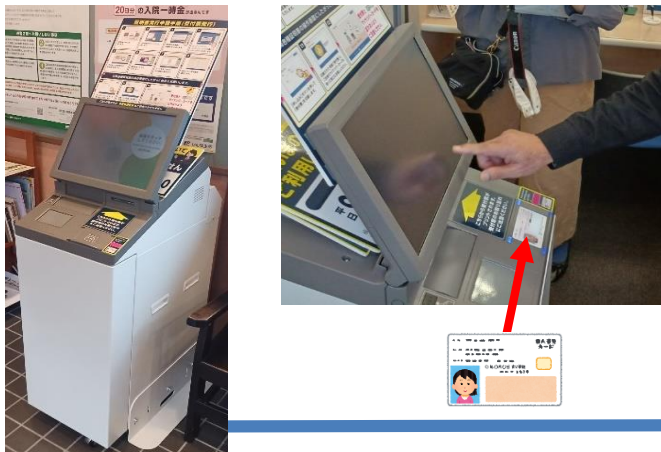
- マイナンバーカードを利活用した住民サービス向上のための取組として、自治体が郵便局などにおける証明書の自動交付サービスを導入する経費(証明書自動交付サービス端末設置費含む。)について、令和5年度より特別交付税措置(措置率0.7(財政力補正あり))を講じているところ。
- また、令和4年度第2次補正予算「証明書交付サービス端末整備費補助金」により、コンビニがない市町村を中心として、郵便局等へ証明書交付サービス端末の導入を支援。(22自治体36郵便局交付決定済み、令和5年度中に設置)

(参考) 郵便局に設置する証明書交付サービス端末※

【利用者ロビー】

申請端末

① 端末を操作し、受付レシートを受領



郵便局窓口

② 受付レシートを郵便局員に渡す



④ 料金を支払い、証明書を受領

【バックオフィス】

複合機

③ 証明書を印刷

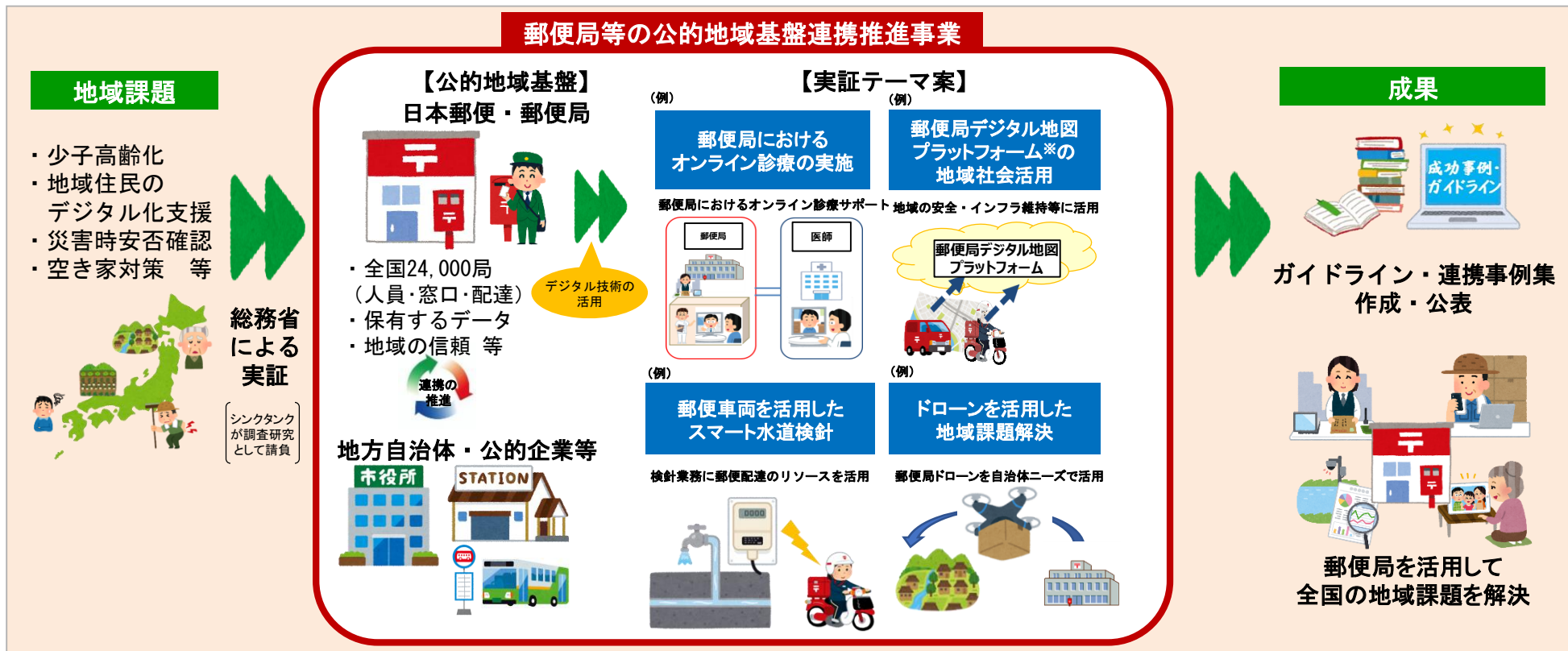


専用端末LAN

J-LIS交付センター基盤

※ 令和3年度補正予算において、低コスト・省スペースで導入可能な端末を開発し、郵便局をマイナンバーカードの利用シーンとして新たに位置づける実証事業を実施し、実用化されたもの。(住民票など証明書発行手続がデジタル化され、自治体を介さず、郵便局だけで完結して証明書を交付可能とし、利用者への交付をスピード化)

- デジタル社会の進展への対応、人口減少などに伴う地域の課題解決に向けて、デジタル技術と全国24,000局の郵便局ネットワークを活用。
- 郵便局と地方公共団体等の地域の公的基盤が連携して地域課題を解決するための実証事業を実施し、モデルケースを全国に展開。



(事業主体)
(事業スキーム)
(計画年度)

シンクタンク
調査研究(請負)
令和4年度～令和6年度

※郵便局デジタル地図プラットフォーム: 郵便局が保有する事故頻発地点、アンダーパス冠水頻発箇所、道路損傷箇所等の情報を一元化したデジタル地図を活用するために日本郵便が構築する共通基盤。

過年度の実証成果の横展開の実績

- スマートスピーカーを活用した郵便局みまもりサービス(R1、R3実証)
 - ・ 高齢者にも利用しやすいスマートスピーカーを活用し、自社開発アプリを通じたサービス
 - ・ 展開状況: 令和4年1月～令和5年10月までに15自治体が本サービスを利用 (鳥取県米子市、鳥取県日吉津村、愛媛県宇和島市、大阪府河内長野市等は他の交付金も活用)

令和6年度予定額 125百万円
(令和5年度予算額 120百万円)

- 郵便局が、デジタル化のメリットと地域拠点としての有用性を活かして果たすべきデジタル社会における地域貢献の在り方を検討。
- 検討項目としては以下のとおり
 - ① 地方公共団体をはじめとする地域の公的基盤と郵便局との連携
 - ② 郵便局のDX・データ活用を通じた地域貢献
 - ③ 郵便局の地域貢献における郵便差出箱(郵便ポスト)の役割
- 令和4年10月14日に諮問以降、日本郵政グループや自治体からのヒアリング、自治体へのアンケート調査を実施するなどして、10回の会合を開催し議論を行っているところ。

1 検討体制

情報通信審議会郵政政策部会

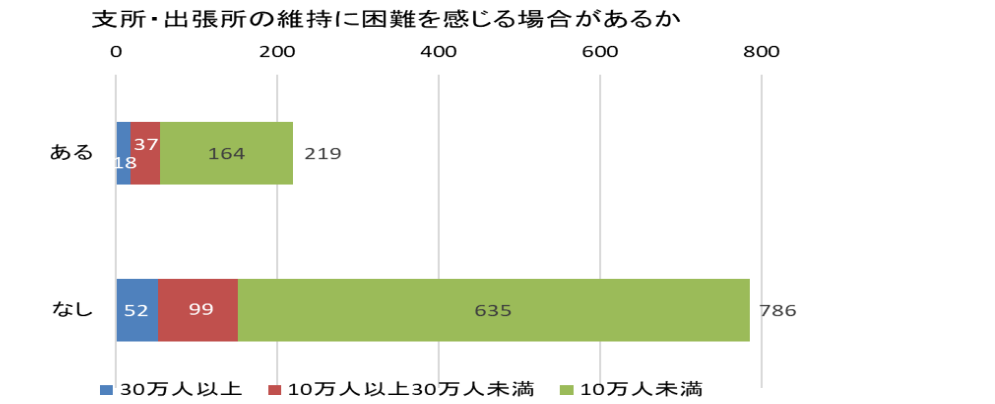
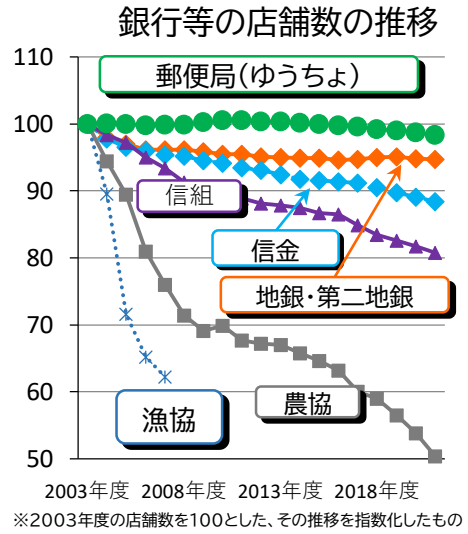
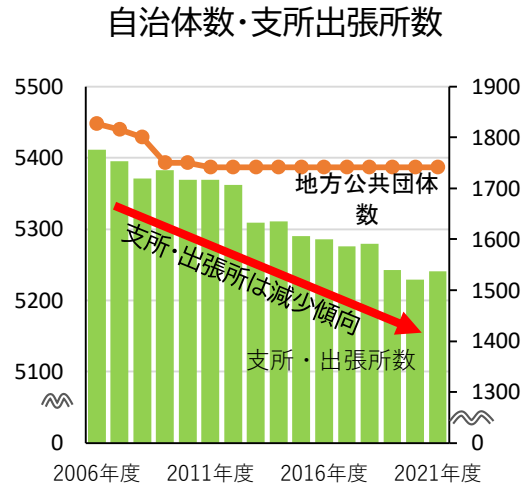
部会長	米山 高生	東京経済大学 経営学部 教授
部会長代理	東條 吉純	立教大学 法学部 国際ビジネス法学科 教授
委員	荒牧 知子	公認会計士
	桑津 浩太郎	株式会社野村総合研究所 研究理事
	甲田 恵子	株式会社AsMama 代表取締役社長
	横田 純子	特定非営利活動法人素材広場 理事長

2 スケジュール

令和4年	10月14日	諮問・審議開始
令和5年	11月20日	論点案整理
未定		答申

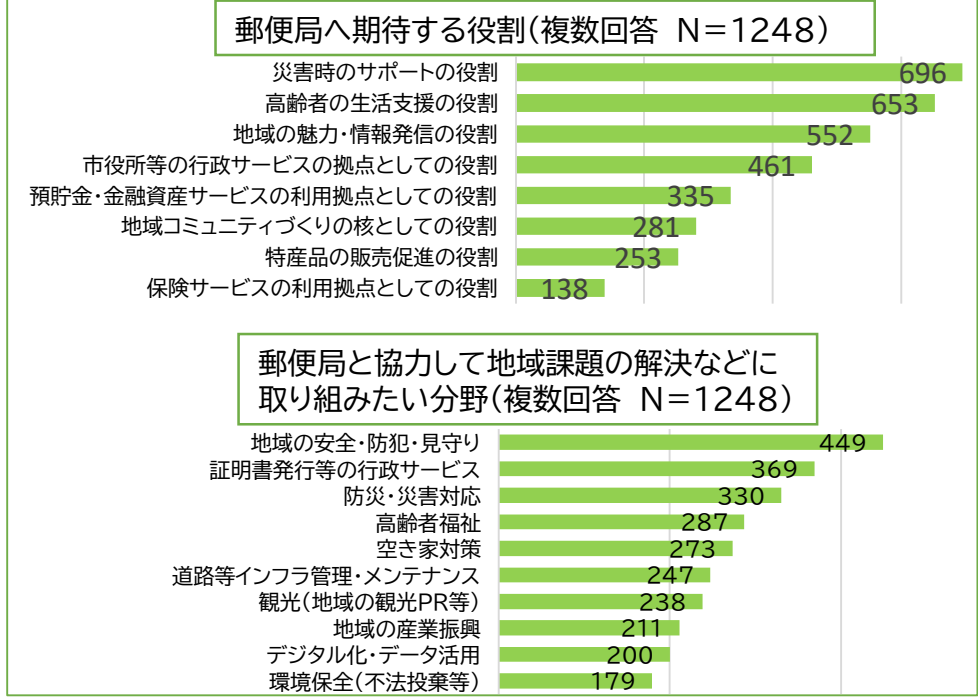
- 地方を中心に、地域においては、少子高齢化の進展や、過疎化の進展等による様々な社会課題に直面。
- 支所や民間金融機関など、地域における官民のサービス拠点が増加する中、身近な拠点としての郵便局への期待が増している。

郵便局を取り巻く社会環境の変化



郵便局に期待されている役割

(自治体アンケートより)



論点(案)

- 行政サービスの補完としての役割
- デジタルの活用等による地域の生活支援拠点としての役割
- 郵便局が保有するデータの活用
- 郵便差出箱(郵便ポスト)に対する期待

あまねく全国に拠点が存在する郵便局の強みを活かした地方活性化を進めるため、その方策について検討するプロジェクトチームを開催

- 官房長をチームリーダーとし、関係部局の総括審議官・審議官・部長をメンバーとする
- 令和5年3月に「郵便局を活用した地方活性化方策」をとりまとめ公表。地方活性化方策を全国の自治体、郵便局に対して周知するとともに、令和5年7月に、フォローアップチームを立ち上げ、同方策にある各施策の実施状況等をフォローアップ。

検討事項

- ◆ 郵便局を活用したマイナンバーカードの普及方策に関すること
- ◆ 郵便局が行政サービスの窓口や地域の拠点として果たす役割を活かした地方活性化方策に関すること
- ◆ その他、郵便局を活用した地方活性化方策に関すること

○ 郵便局が持つ強みごとに、その強みを活かした地方活性化方策を検討

1. 郵便局が持つ強み

(1) 全国津々浦々に約24,000の郵便局の窓口 拠点がある(拠点)

- ユニバーサルサービスの維持が法律により義務づけられており、過疎地域においても郵便局のネットワークは維持され続けている。
 - 日本郵便は、あまねく全国において利用されることを旨として郵便局を設置しなければならない責務を負っている。具体的にはいずれの市町村においても、一以上の郵便局を設置しなければならず、過疎地においては改正民営化法施行時の郵便局ネットワークの水準を維持することを旨とする責務を負っている。
 - 過疎地においては、人口減少の中、最後の「常勤の社員がいる事業拠点」となりつつある。

(2) 信頼できる社員がいる(人材)

- 国営時代から身近な窓口機関として日々の郵便局窓口における利用者からの相談への対応や郵便物等の配達を通じて、地域住民からの顔の見える関係を形成しており、信頼が得られている。
 - 地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律に基づき、自治体の事務を受託することが可能になるなど、実際に公共的な事務を行うことが認められている。

(3) 郵便局の局舎という物理的な建物が全国 津々浦々に設置されている(スペース)

- 郵便局舎内及び駐車場等のスペースといったインフラを有している。
 - 利用者が利用するロビースペース
 - 駐車場スペース(一部の郵便局)
 - 郵便物を区分するための機械の設置や作業を行うスペースで現在は利用されていないスペース(集配機能を有する郵便局)

(4) 日々各世帯事業所に対して郵便物を配達する 配達ネットワークがある(面的カバー)

- 日本郵便は郵便や宅配便を日々各世帯・各事業所まで配達するネットワークを有する。
 - 郵便は平均して2軒に1軒の割合で配達がある。
 - 郵便バイク等で日本中の道路を走行していることから、自動車等で通れない細い路地も郵便バイクであれば走行可能。

(5) 郵便事業を通じた各世帯、事業所に関する 膨大なビッグデータを保有している(データ)

- 日本郵便は郵便の業務を行うことが法定された唯一の事業体であり、郵便の宛先となりうるほぼ全ての世帯・事業所に係る所在情報や、転居に係る情報を郵便の業務を円滑に実施するために保有している。

2. 郵便局の強みを活かした主な地域活性化方策

① 社員が常駐する拠点を活用した取組

▶ 全国津々浦々にあり、過疎地においては最後の「常勤の社員がいる事業拠点」となりつつある中、自治体の窓口業務等の補完機能として期待される役割に着目した取組を推進。

○ 郵便局での自治体窓口業務等の取扱いの推進

▶ 現行、郵便局事務取扱法等に基づき、公証事務を含むほぼ全ての自治体窓口事務の郵便局への委託が可能となっている。

▶ 人口減少下において自治体の支所や窓口等を支えるリソースが減少する中で、行政事務の効率化や住民の利便性の向上の観点から、地域の実情に応じ、自治体の窓口事務等について郵便局による取扱いを推進。

→ 具体的な取扱事例を収集・周知

▶ 今後、自治体の窓口業務のオンライン化が進む中、郵便局が行政手続きのデジタル支援機能を担うことが期待されているため、その対応策について引き続き検討する。

◆ マイナンバーカード関連事務の実施

- ▶ 市町村から郵便局への申請サポート業務の委託促進。
- ▶ 郵便局で交付申請の受付を可能とする制度改正。
- ▶ 電子証明書の発行・更新等に係る事務の委託促進。
- ▶ 郵便局へのキオスク端末の設置推進。

→ 市町村への個別の働きかけや意向調査を実施

◆ 自治体マイナポイント事業での郵便局との連携

◆ 地域交通施策(地域MaaS)における郵便局との連携

◆ 統計調査の実施における郵便局との連携

② 郵便局の人材を活用した取組

▶ 窓口業務や郵便物等の配達を通じて、地域住民から顔の見える関係を形成し、信頼が得られている個々の人材力に着目した取組を推進。

○ 郵便局と連携した消防団への加入促進

▶ 更なる郵便局社員の消防団への加入等を促進。

→ 先進的な優良事例等を市町村に周知

→ 日本郵便内の広報ツール等で消防団への加入を促進

日本郵政グループ全体で現在6,000名を超える消防団員が活躍

○ 郵便局と自主防災組織等の連携促進

▶ 郵便局と自主防災組織が連携を図り、平常時には防災訓練への参加や防災マップの作成、災害時には安否確認、避難誘導などに取り組む。

→ 市町村に対し取組を依頼し、連携を支援



防災マップ作成の様子

○ 郵便局員の集落の課題解決の取組への参画

▶ 地域の事情に精通した元郵便局員等を集落支援員として活用するなど地域の課題解決の取組への参画を促進。

→ 令和4年度調査から実態を把握し、元郵便局員等を集落支援員として活用できることを都道府県・市町村、郵便局に周知

日本郵便(株)本社における社外プロジェクトへの参画の試行的実施

▶ 週1日分までの勤務を削減して社外プロジェクトへの参画を可能とする取組を日本郵便本社で試行開始。地方自治体が募集する案件は、地域貢献につながるものとして、特に推奨。

国・地方自治体と郵便局が連携して推進

○ 地域の「埋もれたお困りごと」の発掘と解決支援

- ▶ 地域のキーパーソン、郵便局員、市町村職員・集落支援員、総務省職員・行政相談委員等による懇談会等の開催。
- ▶ 郵便局において、災害時の「支援窓口ガイドブック」の配布や行政相談に係るポスター掲示などの実施。

→ 行政相談委員等へのヒアリングを行い、懇談会を試行的に実施した上で、横展開を推進



③ 郵便局のスペース等を活用した取組

- 郵便局の局舎等のスペース等を活用し、災害時における行政需要や、買い物支援等の地域住民のニーズ等に応じた生活支援の取組を推進

○局舎を指定緊急避難場所・津波避難ビル等に指定

- 郵便局舎を自然災害に対する指定緊急避難場所・津波避難ビルや、国民保護法に基づく避難施設に指定し、災害時等に住民が避難。
→ 先行事例等を各郵便局・自治体に提供し、横展開を推進

○災害時における車両・バイク等の活用

- 災害時の物資輸送等のため、郵便局が保有する車両・バイク・自転車を活用。
→ 先行事例等を各郵便局・自治体に提供し、横展開を推進

○郵便局と連携した買い物支援サービス

- 郵便局に設置のタブレットを利用したオンライン注文・配送や、郵便局舎内での商品販売など、買い物弱者のための買い物支援を実施。
→ 地域運営組織との連携等による取組の横展開を推進



局舎内物販の事例

○スマートスピーカーを活用したみまもりサービス

- 利用者の自宅に置いたスマートスピーカーを通じ、定期的なみまもりサポートを提供
→ 日本郵便の自治体向けサービスとして提供

○空き家対策

- 郵便局による空き家調査や空き家のみまもりサービスの実施。
→ 先行事例等を各郵便局・自治体に提供し、横展開を推進

○郵便局を活用した交流拠点づくり

- 地域住民が日頃から集う高齢者や子育て世代等のサロンやワーキングスペースとして郵便局の空きスペースを活用
→ 地域運営組織による活用想定事例や施設整備費に係る支援措置について都道府県・市町村、郵便局に周知
- 郵便局の空きスペースを活用したオンライン診療の実施。
→ オンライン診療を受診することが可能な場所や条件についての厚生労働省による制度見直しの後、オンライン診療の拠点としての郵便局の空きスペースの活用余地について検討

④ 配達ネットワークを活用した取組

- 日本郵便が保有する各世帯・各事業所までの配達ネットワークを活用した取組を推進

○備蓄物資の保管及び災害時の避難所等への配送

- 郵便局空きスペースを自治体の防災倉庫として活用、災害時に避難所や在宅避難者の自宅等へ配送。
→ 先行事例等を各郵便局・自治体に提供し、横展開を推進

⑤ 郵便局が保有・取得するデータを活用した取組

- 配達ネットワークを通じて収集した地域のインフラ情報、世帯・事業所に係る所在情報、転居に係る情報等を活用した取組を推進

○デジタル地図の地域社会における活用

- 日本郵便が自社内に構築する「郵便局デジタル地図プラットフォーム」を通じて、自治体に対して、事故頻発地点や道路損傷箇所等の地域の安全とインフラ維持管理に資する情報を提供。



- 実証事業を通じて自治体が求めるデータ要件や、ユースケースに基づく運用指針等を策定

○大規模災害等 緊急時の郵便局データの活用

- 大規模災害等の緊急時に、日本郵便が保有・取得している各種データから、地域の居住実態等の住民の安否確認など災害対応に資する情報を自治体へ提供。
→ 実証事業を通じて緊急時における情報の提供方法等を確立

- 総務省では、信書の秘密、郵便物に関して知り得た他人の秘密及び個人情報の適切な取扱いを確保しつつ、郵便局データ(例: 転居届に係る情報、配達原簿に係る情報、配達バイクの走行データ等)の有効活用を推進。
- 郵便局データ活用に向けて、日本郵政・日本郵便における取組や、総務省における施策の実施に際して、有識者から助言を得ることを目的として、令和4年12月から、「郵便局データ活用アドバイザーボード」を開催(これまで計4回開催、継続中)。

検討事項

- (1) 公的機関等へのデータ提供の具体的運用に当たっての助言
- (2) 日本郵政・日本郵便のデータ活用に関する施策の定期的なフォローアップ
- (3) 郵便局データの新たなニーズに関する意見交換
- (4) 新たなニーズを踏まえた郵便分野ガイドラインの解説への追記

構成員

- (座長) 谷川 史郎 名古屋大学 未来社会創造機構 モビリティ社会研究所ディレクター(特任教授)
板倉 陽一郎 ひかり総合法律事務所 弁護士
大谷 和子 株式会社日本総合研究所 執行役員法務部長
下山 紗代子 一般社団法人リンクデータ代表理事
庄司 昌彦 武蔵大学社会学部メディア社会学科 教授
長田 三紀 情報通信消費者ネットワーク
森 亮二 英知法律事務所 弁護士

オブザーバー：日本郵政株式会社、日本郵便株式会社、個人情報保護委員会事務局、内閣官房郵政民営化推進室、デジタル庁

- 「郵便事業分野における個人情報保護に関するガイドラインの解説」(以下「郵便分野ガイドライン解説」という。)において、郵便物に関して知り得た他人の秘密について、第三者提供が可能となる場合の事例を記載。
- 「郵便局データ活用アドバイザリーボード」(座長: 谷川史郎名古屋大学未来社会創造機構モビリティ社会研究所ディレクター)において、これを踏まえ、転居届に係る情報の提供等について検討を実施。

【データ活用に係る現状】

- ・ 日本郵便は、郵便法第8条に規定する「信書の秘密」及び「郵便物に関して知り得た他人の秘密」について、原則として第三者に提供することは認められていないが、「郵便分野ガイドライン解説」に記載された事例により、一定の場合にこれが認められている。
- ・ 郵便分野ガイドライン解説における「郵便物に関して知り得た他人の秘密であって、比較衡量の結果、その情報を用いることによる利益が守られる利益を上回ると認められ、第三者提供が可能となると考えられる事例」は、現在、以下の4例
 - (1) 空家等（当該空家が倒壊等著しく保安上危険又は著しく衛生上有害となるおそれがあり、その除去等が周辺住人や通行人の生命、身体の保護のために必要な場合に限る）の所有者の転居届に係る情報を地方自治体に提供する場合
 - (2) 大規模災害等の緊急時に被災者情報等を地方自治体に提供する場合
 - (3) 税の滞納者の転居届に係る情報を地方自治体に提供する場合
 - (4) 弁護士会からの照会に対応する場合（弁護士会がDV・ストーカー・児童虐待に関連なしと認めた照会に限る）

【郵便局データ活用アドバイザリーボードにおける検討状況】

- 以下のような法務省及び国土交通省からのニーズへの対応について検討中

寄せられているニーズ	根拠法令	必要な郵便局データ	提供先
捜査関係事項照会での活用【法務省】	刑事訴訟法第197条第2項	転居届に係る 情報	検察庁
裁判執行関係事項照会での活用【法務省】	刑事訴訟法第507条		
空家法改正に伴う更なる空家等対策への活用（転居届に係る情報の提供対象となる空家等の拡大） 【国土交通省】	空家等対策の推進に関する特別措置法 第10条第3項		地方自治体

- 本年1月の令和6年能登半島地震に際し、石川県では住基情報等を基に作成した「安否不明者一覧表」を公表。
- 日本郵便の配達原簿情報（転居情報や電話番号等）（※1）を安否不明者リストの精度向上に役立てるため、総務省において石川県・日本郵便・個人情報保護委員会と整理・調整。
- これを受けて、日本郵便において、配達原簿情報と「安否不明者一覧表」の情報を照合。一致しない方に関する配達原簿情報を石川県に提供（※2）することで転居の有無や転居先が明らかになり、安否不明者リストの精度向上に貢献。

（※1）郵便局が郵便物や荷物の配達に必要な各配達先の世帯情報をまとめたもの。配達先住所に加え、世帯主・同居人氏名、転居者氏名や転居者連絡先などを含む。

（※2）配達原簿情報は「郵便物に関して知り得た他人の秘密」に該当するが、「郵政事業分野における個人情報保護に関するガイドラインの解説（令和4年3月）」において、大規模災害時における地方公共団体への提供は第三者提供が可能と考えられる事例として例示されている。

【配達原簿のイメージ】

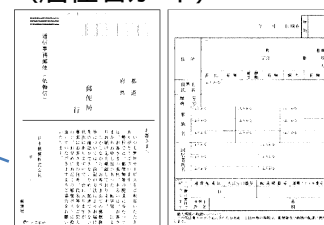
配達順	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	
町名	代馬	代馬	代馬	代馬	代馬	代馬	代馬	代馬	代馬	代馬	代馬	代馬	代馬	代馬	代馬	代馬	代馬	代馬	代馬	代馬	
丁目	1	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	
街区	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	
住所番号	2	2	3	3	3	4	4	4	4	4	5	5	8	8	8	8	8	9	10	10	
枝番																					
号棟																					
部屋番号													101	102	201	202	301	302			
注意	注意		誤配	新規	注意			誤配	注意		注意	誤配		注意		誤配		新規			
通配区名	世帯主氏名	佐藤好一	佐藤真一	鈴木光男	井上成二	石田みすず	石田権兵	高橋従順	高橋隆	岡田利也	五十嵐裕也	石塚泉水	成田誠二	平野明	高橋政則	伊藤昭彦	大森眞子	村上力	吉田一	吉田満	渡辺正治
18	区分口番号	近藤美・さおり	明美・さおり	義治・和子	春良	浩彦・昌義・若子	昭彦・昌義・若子	紀子	剛・和男	昌子・秀夫・達也	絵里子	和代	和子・宏明	優美・初男	寛人	由美子・英樹	明子	明代・幸子	靖子	明子	
43	家族名/同居人名	明美・さおり	明美・さおり	義治・和子	春良	浩彦・昌義・若子	昭彦・昌義・若子	紀子	剛・和男	昌子・秀夫・達也	絵里子	和代	和子・宏明	優美・初男	寛人	由美子・英樹	明子	明代・幸子	靖子	明子	
19	町名	学				武蔵一				達也				裕					明子		
	代馬	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
	商号/集合住宅名		岩手海運	井上英会話教室	高岡物産					維新酒造		ザード企画		パールハイム	パールハイム	パールハイム	パールハイム	パールハイム	パールハイム	パールハイム	花形モータース
	更新年月日																				

(転居届)



転居届、居住者カードや配達員の現地確認を基に作成

(居住者カード)



※ 居住者カード
配達原簿に記載がなく、転居届の提出もない方あてに郵便物が到着した場合、居住を確認するために使用するもの

3. - ④ 郵政事業を巡るグローバルな動向への対応

- 郵政事業を巡るグローバル環境が複雑化し厳しさを増す中、主要国の郵政事業体・政府はユニバーサルサービスの安定提供等の共通課題に取り組んでいる。その一方、多様な事業主体が、郵便・物流・金融分野において、UPU等の場も戦略的・能動的に活用して、パンデミック後の新たな事業展開を模索。
- 今後の郵政行政・郵政事業は、「外から内へ」（グローバル情報を生かした政策・事業展開）と「内から外へ」（日本の強みある事業の戦略的海外展開）を車の両輪に、関係者連携強化と戦略的推進が従来以上に重要。



- 近年、郵政事業を巡るグローバルな環境変化や、DX、GX等の新たな課題への対応の必要性が、多様な事業主体による新たな事業展開の模索が進展。
- 我が国においても、グローバルな情報や機会を生かしつつ、利用者の利益となるサービス提供を推進するとともに、日本が強みを有する郵便インフラシステムの戦略的海外展開へ向けて、内外関係者の連携強化の在り方等について、郵政グローバル戦略タスクフォース(郵政行政部長のタスクフォース)において昨年12月より検討。

検討事項

- (1) 海外における郵政事業の現状、課題及び最近の動向
- (2) 郵政事業に係るグローバルな課題と取組み
- (3) 世界情勢・海外動向を踏まえた関係者連携の在り方
- (4) 多国間・二国間での戦略的グローバル対応の在り方

構成員

- ・ 飯田 恭久 日本郵政株式会社 常務執行役 グループCDO 兼 株式会社JPデジタル 代表取締役CEO
- ・ 生貝 直人 一橋大学大学院法学研究科ビジネスロー専攻教授
- ・ 石橋 雄一郎 東芝インフラシステムズ株式会社 セキュリティ・自動化システム事業部
物流・郵便ソリューション 事業開拓担当部長
- ・ 伊藤 康浩 株式会社ACSL社長付
- ・ 太田 直樹 株式会社New Stories代表、一般社団法人Code for Japan理事
- ・ 大道 英城 株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構 常務取締役
- ・ 五味 儀裕 日本郵便株式会社 執行役員
- ・ 紺野 加奈 (一般財団法人) マルチメディア振興センター リサーチディレクター
- ・ 三友 仁志 早稲田大学大学院アジア太平洋研究科 教授
- ・ 森 亮二 弁護士 (英知法律事務所)

4. かんぽ生命の不適正募集への対応

経緯

- かんぽ生命商品の募集について、不適正な乗換契約等の利用者に不利益を与える事案が、全国的に多数発生※1。

※1 日本郵政グループは、態勢整備までの間、令和元年10月から、高齢者（70歳以上）への積極的勧奨を自粛。

- 令和元年12月、日本郵政及び日本郵便に対して、業務改善命令等の行政処分を実施※2し、令和2年3月以降、3か月ごとに両社から改善計画の進捗状況について報告を受けてきた。令和5年4月、改善計画の施策※3は全て実施済となった。

※2 金融庁も両社及びかんぽ生命に対し、同日に行政処分を実施。

※3 日本郵政が13施策、日本郵便が73施策について実施済。

- 令和5年6月に日本郵便及びかんぽ生命の社長が交代し、9月及び12月に、新体制による進捗状況の報告を受領。

総務省の対応

- 上記報告内容を踏まえ、今後は、一般的な監督の中で、有効な改善措置が定着していること及び高齢者への募集状況が信頼に応えるものとなっていることについてモニタリング。
- また、必要に応じ金融庁とも連携し、ユニバーサルサービスとされている郵便局窓口における三事業の安定的なサービス提供を含め、日本郵政及び日本郵便の業務の健全かつ適切な運営の確保を図っていく。

(注) 日本郵政・日本郵便に対して、今回の事案に関する報告徴求に基づく報告については、今後は要しない旨、通知(令和5年12月26日)。

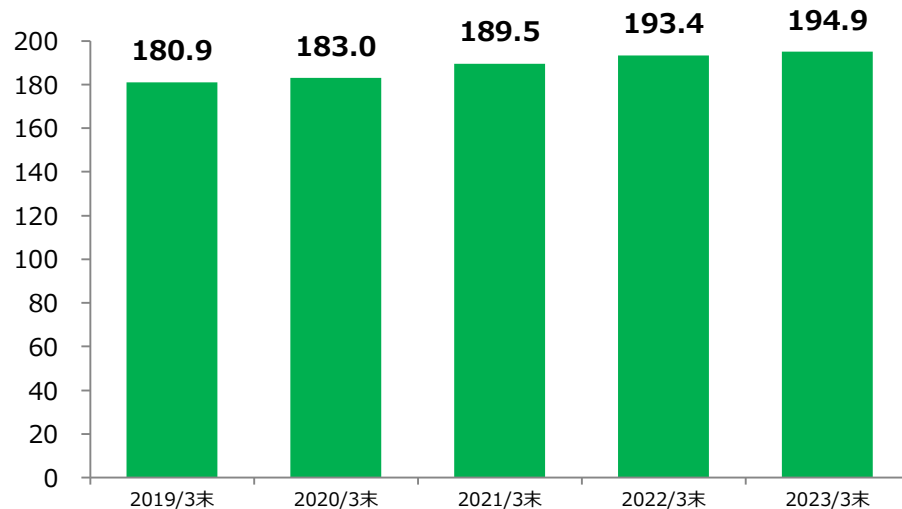
5. ゆうちょ銀行の預入限度額

【郵政民営化法施行令の一部を改正する政令(平成31年4月1日施行)の概要】

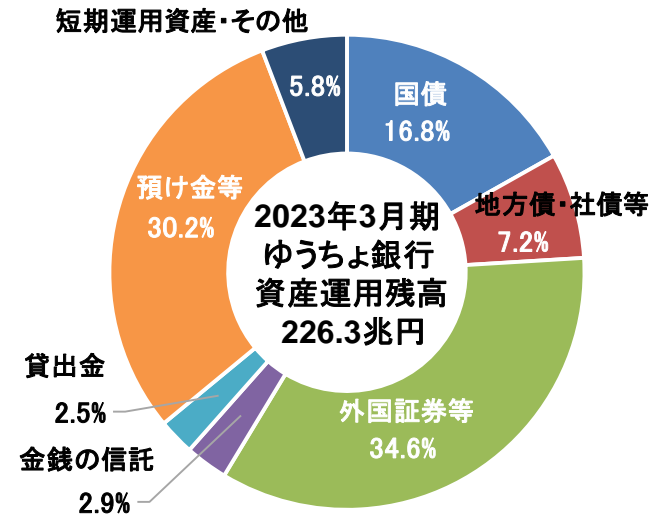
○ 郵便貯金銀行(ゆうちょ銀行)が一般の者から受け入れる通常預金と定期性預金等について、預入限度額を別個に設定することとし、それぞれ1,300万円とする。

→ 限度額の引上げ後、ゆうちょ銀行の貯金残高は微増。

【限度額引上後のゆうちょ銀貯金残高の推移(単位:兆円)】



【資産運用状況の内訳】



(出典) ゆうちょ銀行決算説明資料

6. モニタリング

- 日本郵政及び日本郵便は、日本郵政株式会社法第10条及び日本郵便株式会社法第10条の規定に基づき、毎事業年度の開始前に、その事業年度の事業計画を定め、総務大臣の認可を受けなければならない。
- 総務省は、認可に際して、事業計画の実施に当たって取り組むべき事項について対応を要請。
- 令和4年以降は、要請事項への両社の対応状況についてモニタリングを実施（「郵政モニタリング会合」）。

令和5年度事業計画の認可時の主な要請事項 （一部表記を追加・修正）

【対日本郵政】

① グループにおけるDX推進

デジタル社会の進展を見据え、技術革新が郵政事業の3本柱である郵便、貯金、保険にも根本的な変革をもたらす可能性があることを強く意識し、長期的な視野に立って、グループ運営を行うこと。

② 感染症流行時・災害時等の業務継続の確保

感染症流行時や災害時の対応、サイバーセキュリティ対策等を適切に行いつつ、グループ全体の業務継続の確保に努めること。

③ かんぽ生命保険の不適正募集問題への一層の取組等

かんぽ生命保険の不適正募集問題に関し、グループにおけるコンプライアンス向上やガバナンス態勢の強化等に関して一層の取組を推進し、国民・利用者の信頼の着実な回復に努めること。

④ ダイバーシティの推進、2050年カーボンニュートラルの実現

障害者雇用、女性活躍推進及びワークライフバランスの確保のダイバーシティ推進の取組みや、環境問題への取組等を積極的に実施すること。

【対日本郵便】（対日本郵政と一部重複するもののほか以下についても要請）

① 適正な価格交渉・価格転嫁

委託先企業との価格交渉や価格転嫁につき、積極的に協議・相談に応じ、適正な条件での契約により業務を行うとともに、社員の勤務環境の改善に努めること。

② マイナンバーカード交付等に係る準備

郵便局事務取扱法の改正により、郵便局で取扱可能な事務にマイナンバーカード交付等に係る事務が追加された場合に向けた準備を確実に実施すること。

③ 国際郵便の安定的・円滑な提供

国際郵便の輸送力の安定的な確保や税関当局との連携の維持・強化を通じて、引き続き国際郵便サービスの安定的かつ円滑な提供を図ること。

郵政モニタリング会合

日本郵政及び日本郵便が、ユニバーサルサービスを確保するとともに、郵便局を活用した地域住民の利便の増進を適確に行うこと等を目的として、令和4年より開催（郵政行政部長が主宰）。

専門家の助言を得て、年次レポートを策定。

氏名	役職
泉本 小夜子	泉本公認会計士事務所代表
上瀬 剛	PwCコンサルティング合同会社 執行役員 パートナー
斉藤 邦史	慶應義塾大学 総合政策学部 准教授
田島 正広	田島・寺西法律事務所代表パートナー
(オブザーバ)	内閣官房郵政民営化推進室

議事等の取扱い

- 事業者の非公開情報を取り扱うことから、原則非公開
- 原則として議事要旨を作成し、総務省HPで公開

成果物

- 令和6年春頃にモニタリングレポート2023を公表予定